

野馬土 直売所部会 入会申込書

野馬土直売所部会 宛て

野馬土直売所部会に入会しますので、入会金と年会費を添えて申し込みます。

申込日	年 月 日
ご氏名	いずれかに✓をしてください。 <input type="checkbox"/> 農民連会員です。 <input type="checkbox"/> 会員ではありません。
ご住所	〒
連絡先	携 帯 自 宅
振込口座	農業協同組合 支店 ご名義 ----- 店舗番号 口座番号

農産物の出品の場合、作物と時期をご記入ください。

品 目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(例)きゅうり							←→					
(例)長芋										←→		

◆ 出品する商品の特征などご記入ください。

野馬土直売所部会 規約

Ver.3.1.



2016.3.4.

野馬土直売所部会 規約

(目的)

第1条

この会は直売所野馬土を通じて新鮮で安全な農作物等を提供することによって会員相互の情報交換および地域との交流を図り、会員の所得向上を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 この組織は次の事業を行う

- 1) 販売に関する情報交換。
- 2) 直売所の販売促進および活性化のための活動。
- 3) 会員の研修
- 4) その他必要な事業

(名称および事務所)

第3条 この組織は野馬土直売所部会と称し、事務所は相馬市石上におく。

(資格)

第4条 会員の資格は、原則、福島県内に住所を有し、この直売所部会の趣旨に賛同する者とする。

(加入)

第5条

- 1) この直売所部会の会員になろうとする者は定める加入申込書に必要事項を記載し、提出しなければならない。
- 2) 入会希望者は入会金2,000円と年会費を支払うものとする。
- 3) 年会費は2,000円、3月までに支払うものとする。

(脱退)

第6条

この直売所部会から脱退する場合は指定の書式による脱退届を提出し、直売所運営部会運営委員会で決定した条件を履行して脱退するものとする。

(運営委員の定数、職務)

第7条 この直売所部会に次の役員を置く。委員長1名、副委員長1名、会計1名、会計監査2名、運営委員若干名。

- 2) 委員長は直売所部会を代表し業務を統括する。
- 3) 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故ある場合はその職務を代行する。
- 4) 委員長、副委員長、会計、会計監査2名、運営委員で運営委員会を設ける。運営委員会は、総会に提出する案件および運営に係わる事項を審議、執行する。
- 5) 会計は直売所部会の会計の管理、執行にあたる。
- 6) 会計監査は毎年度末の会計の監査を行い、総会に報告する。

(運営委員の選任、任期)

第8条 委員長、副委員長、会計、会計監査、運営委員は会員の中から総会で選任する。任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(会議の種類)

第9条 この直売所部会の会議は運営委員会とする。

(総会)

第10条 この直売所部会の総会は通常総会および臨時総会の2種とする。

- 2) 総会は、直売所部会会員をもって構成する。
- 3) 通常総会は、毎事業年度1回(3月)開催する。
- 4) 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - イ) 運営委員会が必要と認め召集の請求をしたとき。
 - ロ) 正会員数の5分の1以上から会議の目的を記載した書類をもって召集の請求があったとき。

(総会の議決事項)

第11条 総会の議決事項は次の通りとする。

- 1) 規約の改正および廃止に関すること
- 2) 事業報告ならびに収支決算書の承認
- 3) 事業計画ならびに収支予算の設定
- 4) 役員の選任に関すること。
- 5) 会費の徴収に関すること。
- 6) その他必要と認められる事項。

(総会の議決)

第12条 総会の議決は出席者の過半数でこれを決定し、可否同数の時は、議長の決定するところによる。総会の議長は、その総会において出席した正会員から選出する。

(費用弁償)

第13条 運営委員会が必要と認めた場合は、手当を支給することができる。

(2) 会員に当番手当として、定めるところによる日当を清算支給することができる。

(事業の年度)

第14条 この直売所部会の事業年度は毎年1月1日から12月末日までとする。

(経費)

第15条 この直売所部会の運営に係る経費は会員の会費等をもってあてる。

(弔慰金)

第16条 会員に対する弔慰金は5,000円とする。

(簿冊)

第17条 この直売所部会に次の簿冊を備えるものとする。

- 1) 会員名簿
- 2) 直売所部会運営会計簿
- 3) 規約
- 4) その他必要な簿冊

(罰則)

第18条 この直売所部会の信用を著しく損ない他の会員や消費者に著しく迷惑をかけたときは運営委員会で協議の上、その会員にたいして罰則を科すことができる。罰則は、運営委員会において別に定めることができる。

(品質検査体制)

第19条 品質検査について、基本的には「直売所部会 出品者ルール」を遵守すること。

2) 陳列された商品の品質検査は店長が検査にあたり、販売に支障がある場合は権限で陳列台から取り除くことができる。

附則

- ・この規約は2012年12月22日から施行する。
- ・2013年6月16日 規約を一部変更。
- ・2014年4月3日 直売所部会ルールを一部改正。
- ・2015年6月3日 規約および直売所部会ルールを一部改正。
- ・2016年3月4日 規約を一部改正。

直売所部会 出品者ルール

- 一、常に新鮮な農産物、加工品を出荷しよう。
- 一、消費者の立場に立ち「健康・安全・安心・良味」のために常に努力しよう。
- 一、減農薬に務めよう。
- 一、放射性物質に関する知識を学び、消費者へ伝える努力をしよう。

◎ルールを守りましょう。

- ・出荷は原則 開店前
- ・営業時間 9時～18時
- ・定休日は年末年始（12月31日～1月3日）
- ・店は商品の全量販売に努めますが、傷んだものは店の判断でバックヤードに下げます。下げた商品は出品者が引き取ることを原則とします。
- ・引き取りは開店中に。または翌日の出荷時。引き取りのなかった商品については直売所にて廃棄処分します。
- ・会員は市場から仕入れたものを販売できません。
- ・品揃え充実のため、市場の商品を陳列する場合があります。
- ・イベントなどでは会員全員で取り組む。
- ・放射能検査を行った商品のみ扱う。

精算について

- ・加入者は農協に口座を作ってください。
- ・口座番号は加入申込書に記入してください。
- ・販売手数料は浜通り農民連会員 15%、会員外 20%とする。
- ・個人で直売所に出品される方は販売価格から＜販売手数料＋ラベルシール代（1円1枚）＋振込手数料＞を引いた金額を各個人の口座に振り込みます。
- ・精算は15日の毎月1回。（振込日が土日の場合は数日遅くなります）
- ・精算の明細は出荷時にお渡しします。